

青森県海区だより

発行 10月18日 (第7号)

〒030-8570

青森市長島1-1-1

青森県海区漁業調整委員会事務局

TEL 017-734-9851

FAX 017-734-8166

e-mail Kaiku@pref.aomori.lg.jp

HP <http://www.pref.aomori.lg.jp/kaiku/>

日本海・九州西広域漁業調整委員会の動き

去る10月4日、東京都において第8回日本海・九州西広域漁業調整委員会及び同委員会第11回日本海北部会が開催され、所管する資源回復計画や委員会指示などについて協議がなされました。

また、本県からは、県互選委員として西崎委員と、大臣選任委員として富田委員が出席しました。

以下、協議がなされた議題をご紹介します。

- 第8回日本海・九州西広域漁業調整委員会
 - 水産資源の状況について
 - 資源回復計画及び委員会指示について
 - 資源管理に関する連絡・報告事項について
- 日本海・九州西広域漁業調整委員会第11回日本海北部会
 - 水産資源の状況について
 - 日本海北部マガレイ、ハタハタ資源回復計画の取組状況について
 - スケトウダラ日本海北部系群資源回復計画の検討状況について
 - マダラ陸奥湾産卵群資源回復計画の検討状況について
 - 県における資源回復計画の検討状況について

参考「広域漁業調整委員会とは？」

広域漁業調整委員会は、我が国周辺水域における水産資源の管理を的確に行うために、都道府県の区域を越えて広域的に分布回遊し、かつ、それを漁獲する漁業種類が大臣管理漁業と複数の知事管理漁業にまたがる水産資源の管理に係る漁業調整を行うことを主な目的として、平成13年の漁業法の改正により、国の常設機関（国家行政組織法第8条の3に基づく特別の機関）として太平洋、瀬戸内海及び日本海・九州西の各海域毎に設置されたものであり、関係する海区漁業調整委員会、関係漁業者の代表者及び学識経験者をメンバーとしています。

なお、広域漁業調整委員会の効率的な運営のため、資源の分布、利用等に応じ、関係委員により構成される部会が設けられています。（広域漁業調整委員会事務規程第14条及び第15条）

- 太平洋広域漁業調整委員会（太平洋北部会、太平洋南部会）
- 瀬戸内海広域漁業調整委員会
- 日本海・九州西広域漁業調整委員会（日本海北部会、日本海西部会、九州西部会）

全国内水面漁場管理委員会連合会の動き

去る10月13日、東京都において全国内水面漁場管理委員会連合会主催による研修会が開催され、カワウ被害対策等について講義がなされました。

本研修会には都道府県の内水面漁場管理委員会の委員、事務局職員及び都道府県関係者が出席しており、本県からは内水面漁場管理委員会の丹藤委員と事務局の木村次長が出席しました。（研修項目は以下のとおり）

研修項目

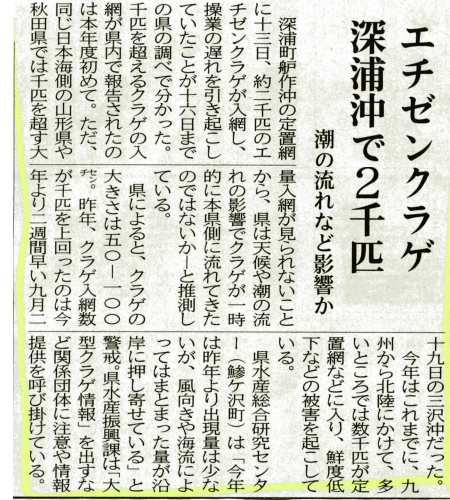
- カワウによる被害への取組み 現状と考え方
- 水産資源と生態系保全のための川づくり
川の個性を生かした魚道について

大型クラゲ（エチゼンクラゲ）情報

・大型クラゲの出現状況を昨年との比較：「昨年同時期には、山陰（隠岐島周辺を含む）から北海道（主に日本海側）、岩手県にかけての定置網等複数の漁業種類で入網が確認され、山陰や北陸では一部の定置網や底引き網等複数の漁業種類で破網や操業を中止したとの情報が寄せられました。今年現段階では漁具の破損や操業の中止は一部に限られています。（（社）漁業情報サービスセンター他、10月10日）

・青森県の大規模クラゲ情報：青鵬丸が実施した洋上調査において、大型クラゲが確認されました。10月5日に十三沖の表層で1個体（傘径60cm）を視認。同海域の水深280-290mで底曳網に1個体（傘径1m）が入網。（ウオダス漁海況速報 NO.1053 10月16日）

・新聞記事情報：深浦町沖の定置網に大量に入網



（東奥日報紙 平成18年10月17日）

ブラックバス等の特定外来生物について

国は、生態系、人の生命・身体、農林水産業に悪影響を与える侵略的な外来生物による被害を防止することを目的として、外来生物法（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律）を制定し、2005年6月1日から施行されています。

現在、魚類ではオオクチバス、コクチバス、ブルーギル、チャネルキャットフィッシュ等が特定外来生物として指定されており、これらの生物は、その飼育・栽培・保管・運搬・販売・譲渡・輸入等が原則として禁止されています。

例えば、湖沼・河川で釣ったブラックバス等を生きたまま外に持ち出したり、他の湖沼・河川などに移す行為は認められておらず、違反内容によっては非常に重い罰則が課せられます。（特定外来生物を野外に放ったり・植えたり・まいたりした場合＝個人の場合懲役3年以下もしくは300万円以下の罰金 / 法人の場合1億円以下の罰金）

生態系、水産業への被害の防止を図るためにも、適切な対応とご理解・ご協力をお願いいたします。

なお、外来生物法の詳細については、環境省の外来生物法ホームページ（<http://www.env.go.jp/nature/intro/>）をご覧ください。



（オオクチバス）



（コクチバス）

次回会議等の予定

| | | |
|------------------|----------|------|
| 太平洋広域漁業調整委員会・北部会 | 10/24~25 | 東京都 |
| 全漁調連日本海ブロック会議 | 10/26~27 | 神戸市 |
| 全国豊かな海づくり全国大会 | 10/29 | 佐賀市 |
| 全内漁管連東日本ブロック会議 | 11/8~9 | 東京都 |
| 全漁調連東日本ブロック会議 | 11/9~10 | いわき市 |